

U S S 事故・現状車コーナー規程

第1条（参加規程）

原則としてU S S オートオークション規程による。ただし出品条件等については別に規則をもって定めるものとする。

第2条（出品条件）

1. 出品が認められる車両は、下記の条件を満たすものとする。
 - ① 譲渡書類を添付できるもの。また、継続書類については自社名義のものとする。
 - ② 現状で燃料・オイル・クーラント等の漏れのないもの。
 - ③ 損害保険金請求中でないもの。
2. 上記の条件を満たす車両であっても、主要部品等が取り外されたもの、損壊箇所が大きいもの、広範囲で延焼しているもの、管理上危険を伴うもの、その他U S S が出品車両としてふさわしくないと判断したものについては出品を停止することができる。また、その際に発生する陸送費等についてU S S は一切負担しないものとする。

第3条（搬入・搬出）

別途U S S が定めたものとする。

第4条（車両検査）

車両検査については原則として行わない。また、評価点は無しとする。

第5条（クレームの受付内容）

1. 別表に該当する場合に限り、代金減額請求及び契約解除が可能なものとする。また、申告期限・損害賠償の基準についても別表のとおりとする。
2. その他別表以外については、U S S が代金減額請求及び契約解除が相当であると認めたもの。
3. 機関・機構上の不具合、欠品については原則として受け付けないものとする。

【施行】

平成 15 年 10 月 1 日から施行

平成 20 年 4 月 1 日から施行

平成 24 年 1 月 1 日から施行

平成 27 年 7 月 1 日から施行

平成 27 年 6 月 1 日改定

USS オートオークション事務局

【別表】

クレーム内容	契約解除 受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
移転登録書類の全部または一部の引渡がオークション開催日を含む1か月以上遅延した車両	出品店が契約解除の通知をするまで	キャンセル ペナルティ 10万円 書類遅延 ペナルティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
盗難・車台ナンバー改ざん等により完全な所有権の移転ができない車両（盗難車等を理由として車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押収された場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除することができる）	無期限	5万円	落札代金（落札店からの申告がオークション開催日から6か月を超えている場合は、U S Sオートオークションにおける取引価格による） 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、当該担保等を申告があった日を含む1か月以内に出品店がそれを抹消できない車両	開催日を含む 6か月以内	キャンセル ペナルティ 5万円 遅延ペナル ティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
リサイクル法における引取り報告、交通違反等により所有権の移転または車検の取得ができない場合で、出品店が申告のあった日を含む1か月以内に瑕疵の治癒ができない車両			落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
接合車	開催日を含む 1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
・メーター改ざん車両 ・純正メーター交換により走行距離が変わる車両 ・桁数の不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わる車両	開催日を含む 6か月以内、 ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費

規格外メーターに交換されている車両	走行距離が変わる	開催日を含む 1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
	走行距離が変わらない		なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
社外メーターが取り付けられている車両	走行距離が変わる		2万5千円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
	走行距離が変わらない		なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
トラック等のキャビン交換により走行距離が変わる車両			2万5千円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> ・メーター交換申告の相違 ・走行不明申告の相違 		譲渡書類 到着日を含む 1か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> ・型式、排気量の相違 ・初度登録年の相違 ・グレードの相違 ・準グレード（限定車、記念車、パッケージ等）の相違 ・並行輸入車の申告漏れ ・登録遅れ車（輸入車は除く） ・実存しない年式 ・乗車定員の申告相違 ・積載量の申告相違 		譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
新車整備手帳の欠品（メーカーによる保証期間を過ぎているものは除く）		譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> ・シフト、ハンドル位置、駆動方式等の仕様の相違 ・車名の相違 ・後期モデル申告の相違 ・輸入車用年式申告の相違（モデル年式をあらわさないメーカーについては、US\$が妥当でないものとみなしたもの） ・軽自動車の普通車再登録の申告漏れ 		開催日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額

<ul style="list-style-type: none"> ・シフトの改造（乗せ替え） ・エンジン規格外 ・エンジン型式の打刻欠損 	開催日を含む 1か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
車歴の相違（ワンオーナーを含む、ただしキャブオーバー形状のトラックおよび乗車定員11人以上のバスにおける事業用・レンタカーの申告漏れは除く）	譲渡書類到着日を含む10日以内、ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額

※加修費については、原則として中古部品を元に算出するものとし、上限を落札車両代金までとする。また、他に流用が可能であるとUSSが認めた部品（AW、エアロパーツ等）については、加修費から除くものとする。